

(1) 千葉県市町村振興資金貸付規則

(昭和53年3月28日千葉県規則第13号)

(趣旨)

第1条 知事は、市町村の振興を図り、地域の秩序ある発展と住民福祉の向上に寄与するため、市町村又は市町村が組織する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が実施する事業について、その資金の一部として千葉県市町村振興資金（以下「資金」という。）を貸し付ける。

(資金の種類等)

第2条 資金の種類、貸付対象市町村等、貸付対象事業及び貸付金額は、別表第1のとおりとする。

(貸付決定に当たっての配慮)

第2条の2 知事は、資金の貸付けの対象とする市町村等の事業の決定に当たっては、事業の緊急性、市町村の財政事情、県の重要施策との関連等について、特に配慮するものとする。

(貸付けの条件)

第3条 資金の貸付けの条件は、別表第2のとおりとする。

(貸付けの条件の特例)

第4条 知事は、貸付けを受けようとする市町村等が災害その他特別の理由により、前条に定める貸付けの条件によることが著しく不適当であると認めるとときは、貸付利率を引き下げ、若しくは利息を付さず、又は貸付期間を別に定めるところによることができる。

(経営改善計画)

第5条 別表第1に掲げる水道総合対策事業資金（以下「水道事業資金」という。）の貸付けを受けようとする市町村等は、経営改善計画を策定し、別に知事が定めるところにより知事の承認を受けなければならない。

(貸付けの申請)

第6条 資金の貸付けを受けようとする市町村等は、知事が別に指定する期日までに、千葉県市町村振興資金貸付申請書（別記第1号様式）に事業計画書（別記第2号様式）その他知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、水道事業資金に係る貸付けの申請については、事業計画書の添付を省略するものとする。

(貸付けの決定)

第7条 知事は、千葉県市町村振興資金貸付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、千葉県市町村振興資金貸付決定書（別記第3号様式）により貸付けの決定の通知をするものとする。

(資金の請求)

第8条 前条の規定により貸付けの決定の通知を受けた市町村等が、資金の交付を受けようとするときは、千葉県市町村振興資金請求書（別記第4号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 事業費及び財源調書（別記第5号様式）

二 予算の抜粋

三 その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、水道事業資金に係る交付の請求については、同項第1号に掲げる書類の添付を省略するものとする。

(資金の交付)

第9条 知事は、前条の規定による資金の交付の請求があつたときは、これを審査し、資金を交付するものとする。

2 資金の交付を受けた市町村等は、速やかに借用証書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(事業計画の変更)

第10条 第7条の規定により貸付けの決定の通知を受けた市町村等は、貸付けの対象となった事業の計画を変更しようとするときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書（別記第7号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の事業計画変更承認申請書を受理したときは、速やかに承認又は不承認の決定を行い、その旨を市町村等に通知するものとする。

(事業完了報告等及び検査)

第11条 資金の貸付けを受けた市町村等は、当該貸付けに係る事業が完了したときは、当該事業完了後20日以内に、事業完了報告書（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、水道事業資金の貸付けを受けた市町村等は、当該事業年度終了後2月以内に収支状況報告書（別記第9号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前2項に定めるもののほか、必要と認めるとときは、貸付けを受けた市町村等から報告を求め、又は職員をして関係書類その他必要な物件を実地に検査させるものとする。

(償還の猶予)

第12条 知事は、資金の貸付けを受けた市町村等が災害その他特別の理由により資金の償還をすることが著しく困難な場合で、特に必要と認めるときは、償還期間の到来していない資金の償還の債務の履行を猶予することができる。

2 前項の規定により資金の償還の債務の履行を猶予した場合にあっては、猶予期間中利息を付さないものとする。

(償還の猶予の申請)

第13条 前条の規定により資金の償還の債務の履行の猶予を受けようとする市町村等は、千葉県市町村振興資金償還猶予申請書（別記第10号様式）を知事に提出しなければならない。

(取消し及び繰上償還)

第14条 知事は、資金の貸付けの決定を受けた市町村等が、貸付けの条件又はこの規則に違反したときは、貸付けの決定を取り消し、又は既に貸し付けた資金の全部若しくは一部を繰り上げて償還させることができる。

2 前項に定めるもののほか、資金の貸付けを受けた市町村等が、資金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとするときは、繰上償還をしようとする日の20日前までに千葉県市町村振興資金繰上償還申出書（別記第11号様式）を知事に提出しなければならない。

(施設の処分等の禁止)

第15条 市町村等は、貸付けを受けた資金の償還が完了するまでの間は、当該貸付けを受けて実施した事業に係る施設その他の財産を当該貸付けの目的に違反して使用し、貸付けし、処分し又は担保に供してはならない。ただし、知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、空港周辺地域振興資金に係る規定は、昭和53年4月1日から施行する。

(千葉県市町村振興資金貸付規則の廃止)

- 2 千葉県市町村振興資金貸付規則（昭和44年千葉県規則第15号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 別表第1の規定にかかわらず千葉県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則（昭和57年千葉県規則第36号）の規定による改正前の千葉県市町村振興資金貸付規則の規定による、昭和52年度分の予算に係る特別地域施設整備資金に限り、貸付金額の欄中「7割」を「5割」とする。

- 4 この規則の施行の際廃止前の千葉県市町村振興資金貸付規則の規定によりなされた決定その他の手続は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和53年4月1日千葉県規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年12月8日千葉県規則第86号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の千葉県市町村振興資金貸付規則は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年3月23日千葉県規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年5月7日千葉県規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年10月30日千葉県規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年5月30日千葉県規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年11月18日千葉県規則第84号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年5月16日千葉県規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年3月5日千葉県規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月18日千葉県規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年8月19日千葉県規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月8日千葉県規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月20日千葉県規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月24日千葉県規則第19号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日千葉県規則第73号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日千葉県規則第76号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年4月1日千葉県規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日千葉県規則第86号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日千葉県規則第51号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月28日千葉県規則第84号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成22年8月20日千葉県規則第44号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に改正前の千葉県市町村振興資金貸付規則の規定により貸付けを受けた元気な市町村づくり総合補助金活用事業資金及び市町村合併推進事業資金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日千葉県規則第25号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日千葉県規則第27号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和三年三月三十一日規則第十二号）

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に改正前の千葉県市町村振興資金貸付規則の規定により貸付けを受けた東京オリンピック・パラリンピック関連施設等整備事業資金については、なお従前の例による。

附 則（令和三年九月三十日規則第八十一号）

この規則は、令和三年十月一日から施行する。